

次の規定は、お客さまと株式会社三井住友銀行・三井住友カード株式会社・東日本旅客鉄道株式会社との間の取り決めについて定めるものです。

【リンクに関する特約】

第1条（適用範囲）

本特約は、「SMBC CARD Suica（三井住友 VISA）規定」、「三井住友 VISA カード&三井住友マスターカード会員規約」、東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。）および東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則（平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」と読み替えることとします。

第2条（リンクサービス）

「リンク」とは、株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社および東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」といい、3 社を総称して「各社」といいます。）が発行する「SMBC CARD Suica」と、IC カード取扱規則第 3 条第 1 項第 2 号に規定する「記名 IC カード乗車券（電子マネー取扱規則に規定する、「IC カード等」のうち記名されたものも含む）」（以下「IC カード乗車券」といいます）の情報を関連付ける本特約第 3 条に定める手続き（以下「リンク設定」といいます。）を利用者が完了することにより、次の各号に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を可能にすることをいいます。

(1) SMBC CARD Suica を決済カードとした IC カード乗車券による「オートチャージに関する特約」第 2 条に定める「オートチャージサービス」

(2) その他各社が別に定めるサービス

第3条（設定方法）

1. リンク設定及び解除については、利用者が本特約を承認かつ同意し、JR 東日本または JR 東日本が提携している会社もしくは組織の運営する Suica 対応 ATM により行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することにより行うこととします。

2. リンク設定は、次の各号の条件に合致し、かつ各社の承認を得ることが必要です。

(1) リンク設定を行う SMBC CARD Suica と IC カード乗車券に登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること

(2) リンク設定を行う IC カード乗車券が Suica 電子マネー対応であること

(3) リンク設定を行う IC カード乗車券が JR 東日本が別に定める IC カード乗車券ではないこと

(4) リンク設定を行う SMBC CARD Suica が他の IC カード乗車券と既にリンクしていないこと

(5) リンク設定を行う IC カード乗車券が既に他のビューカードまたは JR 東日本が提携した各会

社と発行するビューTypeⅡ提携カードとリンクしていないこと

(6) リンク設定を行う SMBC CARD Suica および IC カード乗車券のいずれも無効なカードでないこと

3. リンクした SMBC CARD Suica および IC カード乗車券のいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。

4. 各社が必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして本サービスを停止することがあります。

第4条（紛失・盗難等）

1. 利用者は、万一リンクした IC カード乗車券を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかに IC カード乗車券を取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。

2. JR 東日本は前項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。

第5条（免責事項）

不可抗力、システム上のトラブル、第3条第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより利用者に生じる不利益、損害については、各社はいかなる責任も負わないこととします。

以上

三井住友銀行 三井住友カード JR東日本